八六三―砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一〇　168　三〇
八六五　都市再開発法の規定により施行規程及び事業計画を認可した件　八　一〇　168　三〇
八六六　航空機の位置通報点に関する告示の全部を改正する件　九　一〇　168　二九
八六七　進入管制区のうち航空機の速度を制限する空域を指定する告示の一部を改正する件　一〇　一〇　168　二九
八六八　福岡空港の施設について告示した事項に変更を加えた件　一〇　一〇　168　二九
八六九　旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づき適性診断の実施機関を国土交通大臣が認定した件　一〇　一〇　168　二九
八七〇　貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に基づき適性診断の実施機関を国土交通大臣が認定した件　一〇　一〇　168　二九
八七一　旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づき適性診断の実施機関を国土交通大臣が認定した件　一〇　一〇　168　二九
八七二　貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に基づき適性診断の実施機関を国土交通大臣が認定した件　一〇　一〇　168　二九
八七三　旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づき講習の実施機関を国土交通大臣が認定した件　一〇　一〇　168　二九
八七四　旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づき講習の実施機関を国土交通大臣が認定した件　一〇　一〇　168　二九
八七五　貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に基づき講習の実施機関を国土交通大臣が認定した件　一〇　一〇　168　二九
八七六―自動車の型式を指定した件　一〇　一〇　168　二九
八七九　自動車の装置の型式を指定した件　一〇　一〇　168　三〇
八八〇―自動車の装置の型式を指定した件　一〇　一〇　168　三〇
八八二　指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件　一〇　一〇　168　三〇
八八三　自動車の共通構造部の型式を指定した件　一〇　一〇　168　三一
八八四　小型特殊自動車の型式を認定した件　一〇　一〇　168　三一
八八五　検査対象外軽自動車の型式を認定した件　一〇　一〇　168　三一
八八六　原動機付自転車の型式を認定した件　一〇　一〇　168　三一
八八七　自動車の装置の型式についての指定を取り消した件　一〇　一〇　168　三一
八八八　原動機付自転車について製作廃止の届出があった件　一〇　一〇　168　三一
八八九　検査対象外軽自動車について製作廃止の届出があった件　一〇　一〇　168　三一
八九〇　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　一〇　一〇　168　三一
八九一　測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件　一五　一五　168　三二
八九二　高速自動車国道に関する件　一八　一八　168　三三
八九三　砂防法第二条の土地を指定する件　一八　一八　168　三三
八九四　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一八　一八　168　三四
八九五　砂防法第二条の土地を指定する件　一八　一八　168　三四
八九六　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく型式指定をした件　一八　一八　168　三四
八九七―砂防法第二条の土地を指定する件　一八　一八　168　三五
九〇六　名古屋飛行場の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　一八　一八　173　六
九〇七　水先人に免許を与えた件　二一　二一　173　六
九〇八―砂防法第二条の土地を指定する件　二三　二三　173　六
九一三　旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書の記載事項を定める告示の一部を改正する告示　二五　二五　173　六
九一四　住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件　二五　二五　173　六
九一五―砂防法第二条の土地を指定する件　二五　二五　173　六
九一八　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　二五　二五　173　六
九一九　砂防法第二条の土地を指定する件　二五　二五　173　六
九二〇　直轄砂防工事を施行する件　二五　二五　173　六
九二一　高速自動車国道に関する件　三〇　三〇　173　六
九二二　鳥海ダムの建設に関する基本計画の一部を変更した件　三〇　三〇　173　六
九二三　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件　三一　182　六七
九二四　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき航空分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件　三一　182　七二
九二五　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車整備分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件　三一　182　七三
九二六　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき宿泊分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件　三一　182　七四